

平成24年度 第8回
青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 平成24年8月23日(木) 午後2時
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第8回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 平成24年8月23日（木） 1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

- 1 委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 委員長報告
 - (2) 教育長報告
- 4 協議事項
- 5 議案審議

議案第12号 青梅市美術館運営委員会委員の委嘱について

議案第13号 青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正について【追加議案】

議案第14号 青梅市立学校事案決定規程の一部改正について【追加議案】
- 6 委員長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

- 1 平成23年度教育費決算について
- 2 平成24年度教育費補正予算について
- 3 平成24年度「いじめゼロ宣言・子ども会議」について（教育指導担当）
- 4 青梅市学校給食会役員の改選について（学校給食センター）
- 5 青梅市北小曾木ふれあいセンター指定管理者の公募について（社会教育課）
- 6 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
 - ア 青梅市図書館運営協議会会議録（中央図書館管理課）

協議事項（再掲）

- 1 青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正について（総務課）
- 2 青梅市立学校事案決定規程の一部改正について（総務課）
- 3 青梅市公立学校教員海外姉妹都市派遣研修実施要綱の一部改正について（指導室）

出席委員	教育委員会委員長	小野具彦
	教育委員会委員	北島朋子
	教育委員会委員	岡本昌己
	教育委員会委員	中村洋介
	教育委員会委員	畑中茂雄

出席説明員	教育長（再掲）	畑中茂雄
	教育部長	柳内秀樹
	総務課長	宇津木博宣
	施設課長	村木晃
	指導室長	野村友彦
	教育指導担当主幹	中嶋建一郎
	給食センター所長	朱通智
	社会教育課長	武藤裕代
	文化課長	石川裕之
	中央図書館管理課長	星野和弘

書記	総務課庶務係長	永沢雅文
	総務課庶務係	松井慎治

午後2時開会

日程第1 委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の定例会には、委員5名が出席しておりますので本会議は成立いたしました。これより、平成24年度第8回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、〇〇委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、6月22日開催の第4回臨時会および7月5日開催の第5回定例会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、ご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 ご異議がないようでございますので、第4回臨時会および第5回定例会の会議録につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

日程第3 報告事項

(1) 委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。

まず委員長報告ですが、どなたかございますか。

【委員】 先週、釜の淵市民館の音楽室を使わせていただきました。ずっとプールの方を見ていたんですが、今お休みになっていて、教育委員会の管轄ではなくなっていますけれども、一応ちょっと気になりましたので。春のときに、猫が住み着いていてとっても不潔だなということを感じたんですけれども、この間の夏のときも、プールサイドにかなり猫が入り込んでいて、子育てをしているような状況があるような感じがありましたので、ちょっと心配して見ていました。

もう一つは、プールサイド等に日除けなんかがあるんですけども、これから台風シーズンということもありますので、ああいうものが傷んでないかとか、場合によって風で飛ばないかとか、老婆心的なところがあるかもしれませんが、ちょっと気になりました。上から見ていて、プールの更衣室の上の明かり窓のドームとか、あの辺もかなりさび付いて傷んでいる状況が見られたので、ちょっと気になったので、ここでお話しすべきではないかもしれませんが、ちょっと話させていただきました。

以上です。

【委員】 先日、通学路の緊急合同点検というお話があったんですが、8月8日に「通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会意見とりまとめ」という資料が文部科学省、国土交通省、警察庁から出ていまして、有識者という中には、教育関係だと鎌ヶ谷市の教育委員会の学校教育課

長さんが出られているんですが、何で鎌ヶ谷市なのかなと思っていましたら、結構先進的な取組をされているようです。この懇談会自身も、合同点検後も各地の対策の参考にさせていただければということで、この意見のとりまとめをされているようなんですが、それでちょっと鎌ヶ谷市を見たら、教育委員会で第二次通学路安全対策推進行動計画なんていうものをつくられているんです。基本的には、交通安全もそうだけれども、通学路なので、不審者の問題とか、そういうのも含めた、全体として委員会の方でもまとめられていたので、ぜひちょっと関係部署と最終的にはよくご検討いただけたらなというふうに思います。よろしくお願いします。

【委員長】 ありがとうございます。

以上で、委員長報告は終了いたします。

(2)教育長報告

1 平成23年度教育費決算について

【委員長】 続きまして、教育長報告に移ります。報告事項1、平成23年度教育費決算について、説明をお願いいたします。

【教育部長】 それでは、お手元の報告資料1にもとづきまして、平成23年度教育費決算についてご報告申し上げます。

初めに、1 青梅市一般会計の決算概要についてご報告申し上げます。

平成23年度決算の歳入は、505億1,953万2,060円で、前年度に比べ11.4%の減となりました。この主な要因は、景気の悪化等により法人市民税が15.5%の減になるなど、市税全体では1.2%の減になったこと、普通交付税の基準財政収入額が前年に比べ大きくプラスとなったことなどから、地方交付税が15.8%の減になったこと、子育て支援対策臨時特例交付金や待機児童解消区市町村支援事業補助金の減などにより、都支出金が1.7%の減になったこと、土地基金や公共施設整備基金取り崩し等の減により繰入金69.3%の減になったこと、庁舎建設事業債の減などから市債が24.8%の減になったことなどから、結果的に大幅な減になったことによるものであります。

次に、歳出であります。496億3,631万9,526円で、前年度に比べ11.5%の減となりました。この主な要因は、性質別歳出では物件費4.9%、扶助費4.4%の増はあったものの、人件費は0.9%の減、補助費等は2.9%の減、投資的経費は庁舎建設事業の終了等に伴い56.1%の減となるなど、歳出総額が大幅に減少し、前年度に比較して大幅な減になったことによるものであります。

また、款別歳出では、議会費、災害復旧費などに増が見られるものの、総務費41.8%、農林業費13.3%、土木費22.8%などが大幅な減となっております。

以上の結果、形式収支は8億8,321万2,000円、および実質収支は7億9,418万3,000円となりました。なお、単年度収支につきましては、7,779万9,000円のプラスとなり、財政調整基金の積立額および取崩額を算入した実質単年度収支は8,599万

1, 000円の黒字という結果になりました。

次に、2 教育費の決算についてご報告申し上げます。

別紙1「事業概要について」をご覧ください。

平成23年度におきましても、教育委員会では、記載してありますとおり、五つの基本方針に沿って施策の展開を図ってまいりました。

一つ目は、「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成を基本方針として、道徳教育推進委員会により授業実践を通じた研究を実施し、道徳教育指導実践事例集を作成いたしました。人権教育推進委員会におきましては、人権教育に関する実践・指導事例集をまとめ、心の教育の推進を図りました。

また、人権教育の一層の充実を図るため、人権尊重教育推進校に指定されました河辺小学校におきまして、発達段階に即し、教育活動全体を通じた研究を推進し、研究発表会等を通じてその成果の普及を図りました。

次に二つ目は、「豊かな個性」と「創造力」の伸長を基本方針として、きめ細かい学習指導の充実や児童・生徒一人一人の学習内容の確実な定着を図るため、新しい観点にもとづく学習評価推進モデル校に成木小学校と霞台中学校を指定し、新学習指導要領の趣旨を反映した学習評価の研究を推進いたしました。

また、学力向上推進委員会におきましては、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、実践事例にもとづく授業改善の充実に向けた指導資料集を作成し、授業改善の提言を行いました。

特別支援教育では、特別支援教育の一層の充実および円滑な実施を図るため、青梅市特別支援教育実施計画第三次計画（平成24～28年度）を策定したほか、情操教育の充実を図るため、小学校6校の児童用、教員用パーソナルコンピュータを更新いたしました。

次に三つ目は、生涯学習の推進と社会教育の充実を基本方針として、市職員が出向いて、市の施策や保有する情報を提供する生涯学習まちづくり出前講座を実施して、行政全体で生涯学習を推進し、市民の市政に対する理解と市民によるまちづくりの一助とするとともに、市民の生涯学習成果の発表の場としての生涯学習フェスティバル・釜の淵新緑祭では、参加団体等による実行委員会を組織して運営に当たり、市民全体の生涯学習の振興を図りました。

また、青少年の体験活動を推進するため、農業・食育体験教室や文化体験講座など、各種体験教室を実施するとともに、放課後等に小学校の余裕教室等を活用して、安全で安心な子供の活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て勉強やスポーツ、文化活動の取組を行う放課後子ども教室推進事業を、第五小、第七小、霞台小、友田小学校の4校で実施いたしました。

次に四つ目は、文化芸術の振興を基本方針として、郷土博物館では貴重な文化財を後世に伝えるため、市指定天然記念物の御獄神社参道の杉並木などの修理のため、指定文化財保存事業補助金を交付したほか、宅地開発等に先駆けた埋蔵文化財の確認調査を実施いたしました。

美術館におきましては、市制施行60周年を記念し、青梅信用金庫所蔵の近現代の日本画による特別展「青梅信用金庫コレクション展」を開催するとともに、学校教育と連携して、青梅市小

学校造形作品展や明星大学造形芸術学部卒業・修了制作選抜展を開催いたしました。

また、市民会館、郷土博物館、美術館を所管する文化課が新たに実施しました文化課3館合同事業では、「文化財を描く・撮る・学ぶ」を統一テーマに、各館が文化事業を連携して実施いたしました。

中央図書館におきましては、利用者へのサービスや情報を提供するため、図書や視聴覚資料等の充実を図るとともに、地域資料の紹介を含めた文化財講演会や展示会、映画会等の各種事業を開催したほか、市制施行60周年を記念して、吉川英明氏の文学講演会や、「移り変わる青梅」と題した特別展示を開催いたしました。

また、第二次青梅市子ども読書活動推進計画では、友田小学校をモデル校として、おはなし会や詩の朗読等を通じて、図書資料や読書に関する連携を図り、子供たちの読書意欲の向上に努めました。

なお、施設面におきましては、美術館では美術館周辺樹木の剪定や高圧引込ケーブル改修工事、污水管修繕、中央監視装置の修繕等を実施し、市民会館では屋上防水改修工事を実施いたしました。

次に五つ目は、「市民の教育参加の促進」と「主体的な教育行政の推進」を基本方針として、地域に開かれた学校教育を推進するため、各学校におきまして学校の教育方針に関する説明会、報告会を実施するとともに、各学校が学校評価にもとづく改善の方針を示すことにより、学校の現状と課題について家庭・学校・地域における共通理解を深め、学校運営や教育活動の改善を図ったところであります。

安全・安心な学校づくりの推進事業では、「青梅子ども110番の家」の事業におきまして、登録者へのアンケート調査を実施し、駆け込み等の実態を把握するとともに、引き続き青色防犯パトロールカーによる防犯パトロールを実施し、犯罪の抑止を図りました。

教育環境の整備におきましては、第二小学校の校舎改築工事の継続、耐震改修計画による小学校2校、中学校4校の校舎等の耐震補強工事を実施したほか、学校施設の環境改善を目的とした空調機整備では、中学校10校の整備工事を完了するとともに、小学校15校の工事設計を行い、繰越明許で整備工事を発注いたしました。

また、学校給食センターにおきましては、安全で安心な給食を提供するため、計画的に給食用備品等の整備を行いました。

教育委員会事務事業の点検評価では、平成22年度事業分の点検および評価を行い、みずから点検し評価した結果に関する報告書を作成して、これを市議会に提出するとともに、市民に公表することにより、市民に対する行政の透明性の確保と説明責任を果たし、教育行政への理解を図ったところであります。

なお、続いて、教育行政に関する報告といたしまして、特に6項目について記載がありますが、一つ目は、東日本大震災の影響に伴う計画停電への対応としての学校給食の中止や、放射性物質による食品への影響の対応としての安全な食品の確保対策、また社会教育関係施設等における節

電対策への取組についてであります。

二つ目は、東日本大震災による被災に伴う宮城県からの要請にもとづく、市長会を通じた教育委員会事務局職員の派遣についてであります。

次に三つ目の、第22回スポーツ・レクリエーションフェスティバルから、六つ目のスポーツ祭東京2013（第68回国民体育大会）までにつきましては、市長が管理し、執行しておりますスポーツに関する事務に関することについてであります。

平成23年度の事業概要につきましては以上とさせていただき、次に別紙2 教育費の決算状況についてご報告申し上げます。

初めに、平成23年度教育費歳入決算であります。一番左の列、経費目的欄をご覧ください、1行目の教育使用料につきましては、一番右の列、説明欄の下から二つ目にあります水泳場使用料が減額となったものの、総合体育館耐震補強等工事の完了に伴う総合体育館使用料の増のほか、平成22年10月1日の施設使用料有料化の平年度化による増などから、前年度に比べてプラス1,023万2,726円、率にして15.7%の増となっております。

次に、教育費国庫補助金につきましては、1億4,333万3,000円の増額、率にして46.8%の増となっております。これは学校整備費補助金として、第二小学校校舎改築第1期工事をはじめ、成木小、霞台小、西中、第六中、第七中および吹上中学校を対象とした耐震補強工事などによる学校施設環境改善交付金が4億4,041万5,000円、前年度に比べて1億3,853万8,000円の増額となっていることが大きな要因となっております。

次に、教育費委託金につきましては、前年9月の第2号補正により予算措置をしました特別支援教育総合推進事業委託金で、皆増となっております。

次に、教育費都負担金の公立小学校水飲栓直結給水モデル事業費負担金につきましては、平成19年度に若草小、20年度に第四小、21年度に第一小、22年度に第三小で実施したの続き、5校目として第七小学校で実施したものでございます。

次に、教育費都補助金につきましては、3,224万8,000円の増額、率にして26.1%の増となっております。これは、第一小学校校庭芝生化整備工事の完了により、東京都公立学校運動場芝生化事業補助金の減があったものの、東京都公立学校施設冷房化緊急支援特別事業補助金7,965万6,000円の皆増や、文化財保存事業費補助金の増額などによるものであります。

おめくりいただきまして、裏面をご覧ください。

都の教育費委託金につきましては、201万8,537円の増額、率にして13.9%の増となっております。これは、スポーツ教育推進校事業委託金や学校と家庭の連携推進事業委託金などの増によるものであります。

次に、経費目的の欄で上から5行目の学校給食会貸付金元金収入は増減はなく、7行目の雑入につきましては、若干の増はあったものの、目立った要因はございません。

次の教育債につきましては、学校関係では第二小学校の校舎改築事業、小学校1校と中学校3

校の耐震改修事業および中学校空調設備整備事業を対象とし、社会教育関係では市民球技場庭球場整備事業を対象として、合計で前年度より5億7,470万円増の11億4,420万円の借り入れを行ったところでございます。

次に、平成23年度教育費歳出決算をご覧願います。

教育費全体の決算額は、右から2列目、増減欄にありますとおり、前年度に比べてプラス7億3,936万8,140円、率にして12.7%増の65億6,798万8,994円となりました。

主な増減を申し上げますと、上から2行目の項1 教育総務費では、給食センター経費の人事管理経費の減などを要因として、前年度に比べて5,132万5,225円の減額、率にして3.8%の減となっております。

項2の小学校費では、第二小学校校舎改築関係工事費の増などを要因として、前年度に比べて6億9,907万2,148円の増額、率にして45.7%の増となっております。

次に、項3の中学校費では、普通教室等空調設備工事関係経費の増などにより、前年度に比べて1億9,926万7,047円の増額、率にして17.9%の増となっております。

次に、項4の社会教育費につきましては、旧稲葉家住宅整備に係る用地購入を前年度に実施したことなどにより、1億33万3,882円の減額、率にして10.9%の減となっております。

項5の保健体育費につきましては、市民球技場庭球場砂入り人工芝改修等工事の実施による増があったものの、総合体育館耐震補強等工事の完了による減により、率にして0.8%の減となっております。

以上で、私からの報告を終わりとさせていただきます、次に平成23年度における主な施策の実施状況につきましては、各担当課長から報告することといたします。よろしく願いいたします。

【教育指導担当主幹】 私から、1番の学校教育活動支援員の配置について報告させていただきます。

支援員の仕事内容といたしましては、特別な支援を必要とする児童・生徒が在籍する学級等で、担任とともに学習指導などに当たることとございます。学級の配置については、各学校の実態に応じて、学年や学級などを決めております。

決算額につきましては、22年度より40万8,000円の減となっております。この決算額には、昨年度は学生支援員分も含まれておりましたが、23年度から学校教育活動支援員のみといたしましたので、その分減となっております。

また、配置の状況でございますが、前年度同様、全小・中学校への1人ずつの配置に加えまして、小学校の大規模校7校および東小学校に1人加えて配置しております。

以上でございます。

【指導室長】 それでは私からは、2番、3番、4番、5番につきましてご報告をさせていただきます。

まず2番の小・中学生の主張大会の実施についてご説明いたします。

この事業につきましては、平成17年度より始まった事業でございますが、本事業の趣旨といたしまして、青梅市内の小・中学生が将来の夢や生き方、身近な生活や社会に対する考え方、郷土への思いなどについて、自分の考えや思いを発表し、自立心をはぐくむ機会とするところがございます。また、小・中学生一人一人のさまざまな考えや思いを同世代の小・中学生や保護者、市民が受けとめ、理解を深める機会でもございます。

平成23年度実績は記載のとおりでございますが、応募者数は平成22年度より251件の増となっております。より多くの児童・生徒の参加があったことをうれしく思います。学校から子供たちへの啓発に大変感謝をしているところでございます。

また、入場者数も22年度から62名の増となり、より多くの市民の皆様に子供たちの主張を聞いていただきました。

次に、3番の子どもいきいき学校づくり推進事業についてご説明いたします。

この事業は、平成18年度から始まりました事業でございます。年度当初に各学校から計画書を提出いただき、指導室で査定の後、各学校に交付しております。内容的には、各学校の特色も大体定着をしてきております。内容の質の充実に向かっているところでありますが、平成23年度の内容といたしましては、読書活動の充実、環境学習、音楽活動等の推進に取り組んでいる学校が多いところが特徴でございます。

次に、4番の移動教室の実施でございます。

まず小学校でございますが、日光、富士五湖、八ヶ岳の3カ所のいずれかで実施をしております。23年度は日光が13校、富士五湖が1校、八ヶ岳方面が2校となっております。参加者につきましては、22年度よりも47名の減となっております。

中学校につきましては、スキー教室として実施している学校が8校、農業体験が1校となっております。参加者につきましては、22年度よりも134人の増でございます。

最後に、伝統文化奨励事業の実施でございます。

青梅市に在住しております子供たちで、伝統文化を継承する活動に進んで取り組んでいる児童・生徒を各学校から推薦していただき、表彰しているものでございます。昨年度は63名の子供たちを表彰いたしました。平成22年度よりは1名の減ということでございまして、決算額につきましては若干この1名分が減となっております。

以上でございます。

【文化課長】 それでは文化課から、6 子ども体験塾事業についてご説明申し上げます。

こちらの事業につきましては、東京都市長会の補助をいただきまして、青梅市、羽村市が合同で行うもので、青梅市では霞台遺跡、羽村市では郷土博物館を利用いたしまして、羽村市の郷土博物館におきましては発掘物の整理を行っていくという一連の事業を通じて、遺跡についての理解を深めていただくという事業でございます。

平成23年度につきましては91人の参加をいただきまして、前年度130人でございましたので、39人の減となっております。

以上でございます。

【施設課長】 引き続きまして、施設課からは、おめくりいただきまして2ページ上段の7 小・中学校既存施設整備につきましてご説明いたします。

施設整備工事につきましては、記載のとおり18件ございますが、小・中学校で工事種別が関連しております空調工事、地上デジタル化工事、耐震化工事につきましては、工種ごと一括してご説明をさせていただきます。

一番上、小学校普通教室等空調設備設計委託と工事件名の上から12番目、中学校普通教室等空調設備工事は、普通教室と音楽室への冷房化整備工事であります。小学校では第二小学校を除く15校274教室の設計委託を行い、工事は先ほど部長の説明にありました繰越明許によりまして、24年8月30日までの工事で実施をしております。中学校は10校148教室の工事を実施したものであります。

次に、第四小学校屋内運動場耐力度調査委託であります。建物の経過年数や劣化度等を調査して、建物の保有耐力を判定するもので、1万点満点に対して4,500点以下は構造上危険な状態にある建物と判定されます。調査の結果、耐力度は4,278点と判定されております。今後であります。長期計画により改築を予定してまいりたいと考えております。

次に、3番目の小学校地上デジタル放送受信設備整備と13番目の中学校地上デジタル放送受信設備整備は、平成23年7月24日でアナログ放送が終了し、地上デジタル放送に移行することに伴い、学校のテレビ視聴を通じた学習環境に不足が起これぬよう整備をいたしました。

次に、第四小学校オイルタンク改修工事は、地下に埋設されておりますオイルタンクにつきまして、消防法により設置40年以上50年未満の設備に対し改修が義務化されておまして、小・中学校施設について順次改修工事を実施しております。

次に、第五小学校便所改修工事は低学年用の男女トイレの改修であり、その下の第七小学校給水設備改修工事は東京都の負担金事業で水飲栓直結給水モデル事業として順次実施しております。

次に、第二小学校校舎改築事業は、第1期工事が平成24年1月に4,684平方メートルの校舎が完成いたしました。3月からは3年生から6年生までが供用を開始しております。

次に、成木小学校校舎耐震補強工事、工事監理委託は、その下の霞台小学校校舎耐震補強工事のほか、第六中学校校舎耐震補強工事以下、第七中学校、西中学校、吹上中学校の校舎および屋内運動場の耐震補強工事で、小学校は2校、中学校は4校を実施いたしました。耐震補強工事が完了し、耐震化率は平成24年4月1日現在で92.4%であります。

次に、中段の第一中学校校庭・屋内運動場等改修設計委託は、青梅市都市計画道路3・4・4号線（通称千ヶ瀬バイパス）の延伸により、校庭・屋内運動場の一部が道路となるため、校庭ではトラックやテニスコート等の移設、グラウンド整備、防球ネットの新設などがあります。屋内運動場ではトイレや倉庫、附帯設備の工事がございます。この改修の設計委託を行います。

最後になります。中段のその他小学校既存施設の改修等、および一番下のその他中学校既存施

設の改修等につきましては、突発的、緊急的な故障や事故対応などの改修工事を行ったものでございます。

施設課からは以上でございます。

【社会教育課長】 社会教育課からは、8番の生涯学習事業、9番の放課後子ども教室推進事業についてご報告申し上げます。

生涯学習事業につきましては、先ほど部長よりご説明申し上げました各種体験教室のほか、市制施行60周年記念事業や家庭教育講演会など全67教室を行い、延べ受講者数1万3,134人で行いました。

放課後子ども教室推進事業につきましては、全4校で実施いたしましたが、このうち第五小学校につきましては、23年度週2日から週3日に増加したところでございます。延べ参加者数は1万1,314人で行いました。

以上でございます。

【中央図書館管理課長】 中央図書館事業の実施ということで、対面朗読サービスを実施いたしました。だれでも利用できる図書館の一環ということで、視力障害者の方に対して、対面朗読を行ったものでございます。利用者は5名、朗読をされる方は16名の方が登録されております。1日2時間以内ということで、年間40回実施させていただきました。朗読された本は、「認知心理学」、「社会福祉における権利擁護」、また小説で「夢をかなえるゾウ」、「ジャズ批評」といった雑誌等、10タイトルでございます。朗読された方に1時間750円支払いまして、年間6万円となったところでございます。

次の、子ども読書活動推進事業の実施でございます。大きく三つございまして、一つ目のブックリストの配布につきましては、赤ちゃん向け、また3歳～5歳向け、小学校低・中・高学年、また中学校向けに総数約2万部作成し、配布いたしました。

次に、講演会につきましては、10月2日に和光大学で絵本論の講師をしております山崎翠先生に、小学校の教諭をしながら3人のお子さんに毎晩読み聞かせをしてきた経験を含めながら、読み聞かせの大切さについての講演をいただきました。36名の参加をいただいたところでございます。

最後にモデル校事業といたしまして、友田小におきまして全児童へのおはなし会を実施したほか、「絆」をテーマとした朗読会とギター演奏、また中央図書館に実際に来ていただきまして図書館利用の実体験、そのほかに団体貸し出し等を行ったところでございます。

この結果、子供たちの読書活動への動機づけ、また読書意欲の高まり等、読書活動活性化が図られたものと考えております。

以上でございます。

【文化課長】 それでは、文化課から、13番以降をご説明申し上げます。

13 埋蔵文化財保護・各種文化財調査事業でございます。こちらにつきましては、裏宿遺跡ほか、遺跡発掘調査3件の発掘および立ち会い調査を実施させていただきました。

14につきましては、指定文化財保存事業費補助金といたしまして、山車人形「武内宿禰」飾り幕修理ほか4件、御獄神社参道の修理に対しまして、補助を実施してございます。

15 旧稲葉家住宅整備でございますけれども、こちらにつきましては3カ年継続事業第2年次というところで、稲葉家住宅の管理および土蔵復原工事を実施してございます。

16 郷土博物館事業でございますけれども、企画展「青梅市の還暦展」ほか、常設展等も開催する中で、合計1万8,784人の来館をいただいております。

17 美術館事業でございますけれども、こちらは市制施行60周年を記念いたしまして、特別展「青梅信用金庫コレクション展」ほか、展覧会、コンサート等の実施によるもので、「青梅信用金庫コレクション展」におきましては、3月3日から25日まで、28作家、42点にのぼる展示を行いまして、3,199人の参加をいただいております。

18 美術収蔵作品拡充につきましては、桜井浜江の「松樹」ほか6作家7点を基金より購入をさせていただいております。

19 まるごとアート支援事業につきましては、市内で自主的な文化活動を行う団体への補助といたしまして、アートプログラム青梅、あるいはアートジャムといった団体を含めた6団体に対しまして、補助を実施したものでございます。

20 市民会館施設整備事業につきましては、屋上防水改修工事といたしまして、屋上と外階段、ウレタン樹脂等による屋上防水工事を実施いたしました。合計656.1平方メートルに対しまして改修工事を実施した結果、漏水がなくなったといった事業でございます。

文化課からは以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 感想です。市の会計の歳入が505億、前年度比11.4%減ということは、ほとんど教育費分ぐらいが減になっているんじゃないかなと思うんです。そういう財政の中で大変厳しいということ、数字で見ると、説明を受けながら改めて感じました。そういう中で、今ご説明いただいたさまざまな事業をやっていたことに、非常に敬意を表したいと思います。

いつもお話ししていることだと思うんですけれども、何回か積み重ねている事業と、それから突発的なもの、あるいは中長期的なものがあると思うんですけれども、特に何回か重ねていく事業については、そのつどそのつど振り返って、本当にそれでいいのか、このままでいいのか、あるいは改善すべき点がないのかということ、指摘を受ける前に私どもが見ていくということは、これからもこういう厳しい時代ですので必要ではないかなということ、改めて感じました。

以上です。

【委員長】 ほかにございますか。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

2 平成24年度教育費補正予算について

【委員長】 次に、報告事項2、平成24年度教育費補正予算について、説明をお願いいたしま

す。

【教育部長】 それでは、お手元の報告資料2にもとづきまして、平成24年度一般会計補正予算（第1号）におきます教育費補正予算につきましてご報告申し上げます。

教育費につきましては、補正前の額58億3,845万9,000円に752万8,000円を追加し、58億4,598万7,000円に増額しようとするものであります。

補正の内容であります。学校教育指導経費につきましては、東京都の委託事業の決定を受けて計上しようとするものです。

一番右側、補正額の内訳・説明欄に消耗品費とありますが、その内容は、スポーツ教育推進校事業に係る指導研究用の消耗品費150万円を計上しようとするものです。

次に、各種行事実施等経費（中学校）の看板作成委託料13万9,000円、および社会教育一般経費の備品購入費29万4,000円につきましては、あおしん地域振興基金を充当し、各種大会応援横断幕の作成や、ワイヤレスアンプおよびマイクの購入をしようとするものです。

次の郷土博物館管理経費であります。社会保険料等6,000円、および臨時事務賃金58万9,000円につきましては、緊急雇用創出事業臨時特例補助金を活用して、収蔵品インターネット公開準備のための経費を計上しようとするものです。郷土博物館では現在、本年10月の郷土博物館収蔵品管理システム更新に向けて準備を進めております。新システムでは、収蔵品等のインターネット公開が可能となることから、平成25年3月を目途に公開していく予定であり、その準備として臨時職員に未登録収蔵品の整理・分類や、写真解説文等のシステム入力などを行ってもらうものです。

最下段の美術作品取得経費につきましては、前回の教育委員会定例会で美術作品の寄贈についてご報告させていただきましたが、故山田文子氏の作品4点とともに500万円の寄附金をいただきました。寄附金につきましては、広く美術館のために役立ててほしいとの申出でありますので、美術作品取得基金から作品を購入し、基金の現金資金へ振り替えようとするものであります。

以上、教育費補正予算についてのご報告とさせていただきます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 博物館の収蔵品インターネット公開というのは、すべての収蔵品が対象になるわけでしょうか。

【文化課長】 既存の収蔵品管理システムが今ございますけれども、それを更新するに当たりまして、まだ登録されていないものも新規登録ということで、すべての収蔵品につきまして新たに写真を撮影し、同様に説明文も新たに書き加えようと準備しているものでございます。

【委員】 そうすると、インターネットで検索すると、収蔵品の写真と簡単な説明が同時に見られるということでしょうか。

【文化課長】 おっしゃるとおりでございます。インターネットを通じて広く公開できるよう、写真およびその説明文を準備しようというものでございます。

【委員】 ありがとうございます。毎月の目玉をいつもインターネットのホームページに出され

るのをとても楽しみにしていて、見ているんですけども、美術品なんかも同じようにできるといいかなと思いました。おそらく市の美術館もたくさん持っていらっしゃると思うので、一遍には難しいと思いますけれども、できるだけ歩調を揃えて、できるといいかなという感想を持ちました。

以上です。

【委員長】 ほかにございますか。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

3 平成24年度「いじめゼロ宣言・子ども会議」について(教育指導担当)

【委員長】 次に、報告事項3、平成24年度「いじめゼロ宣言・子ども会議」について、説明をお願いいたします。

【教育指導担当主幹】 平成24年度「いじめゼロ宣言・子ども会議」について報告させていただきます。報告資料3をご覧ください。

この子ども会議は、平成19年3月に開催された「小・中学生自ら考えるいじめ防止のシンポジウム」を受け、各学校がどのようないじめ防止への取組を行ったか、その結果どうであったかを話し合う会議で、平成19年度から始まり、ことし平成24年度で第6回を迎えました。

今年度の会議は7月24日午後1時30分から市役所2階の会議室を使い、中学校区ごとに分かれ、中学生が進行役となり行いました。参加した児童・生徒、学校関係者等は合計112名でした。

中学校区ごとに会議で決定した内容には、小中でいじめ防止呼びかけのポスターや評語を交換して掲示する。小中合同あいさつ運動、小中合同縦割り班でレクを行うなど、昨年度にも増して小・中一貫教育につながる内容のものがありました。

意見・感想には、小学生では、他校の取組がよくわかった。中学校の取組が参考になった。できるものは取り入れたい。いじめをなくすには、考えるだけでなく、実行していくことが大切だと改めて思うことができた。中学生では、小学生との意見交流を通して、これからも頑張っていこうと思った。最後の提言に各学校の活動を取り入れていたので、学校同士の交流が深められたと思う。先生方からは、小中で連携して一つのことに取り組むことはとても大事だと思った。どの学校も特色ある児童会・生徒会活動を行っていることがわかった。よい部分は取り入れて、よりよい学校をつくっていききたいと思う、などがありました。

いじめ防止に向けた児童・生徒の取組に期待したいと思っております。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 感想です。7月24日、なぜ出られなかったのかなと思って、今自分の手帳を見ましたら、仕事が入っていて出られなくて残念だったんですけども。毎年こうやって積み重ねている成果が大変出ているのではないかなと思っています。

それで、今回のいろいろないじめ問題についての事件・事故がまだ続いていますし、それから数年前までにさかのぼって、いわゆる被害届をとるといようなことも、私立の学校でそういう動きがあるというふうに聞いておりますので、過去2、3年前ぐらいまでさかのぼって、市としてももう一回さらってみる必要があるのではないかなということを感じています。

それで、さらうということの意味は、解決した、解決していないということよりも、教訓になる部分がどれくらいあるかというのはとても大事なことはないかなと思うんですね。例えば、学校はどういう取組をして、それが比較的短期間で解決したのか、反面、なかなか時間がかかってしまったとか、そういう事例がたくさんあると思いますので、これから先を見据えて、過去2、3年の事例を、管理職の先生方もたくさん異動されてしまいますので、その記憶が新たなうちにもう一回各学校で振り返っていただく、いい期間にきているんじゃないかなということを中心に思っています。また9月以降の校長会等、あるいは生活指導主任会等で、いろいろな意味でいじめの問題については引き続き働きかけをお願いしたいなと思っています。

以上です。

【委員】 児童のところで、他校の取組がよくわかった、中学校の取組が参考になったというんですが、この取組の内容というのはどこかで拝見できるのでしょうか。

【教育指導担当主幹】 特に公表はしていないものですから、また次回等にお知らせすることはできると思います。

【委員長】 私の感想です。昨年も申し上げましたが、この「いじめゼロ宣言・子ども会議」の存在というか、開催が、広く周知されていないという感じがいたします。その結果として、一般のゼロ名とか、今こういうときでありながら校長11名、副校長5名です。教員は42名というかなりの数です。中身は漏れ聞いておりますし、また、広報で内容は知りました。私は都合で参加できなかったけれども、いいなと思いました。そういう意味で、何か周知の仕方を来年は工夫していただけたらありがたいと思います。

ほかにございますか。よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

4 青梅市学校給食会役員の改選について(学校給食センター)

【委員長】 次に、報告事項4、青梅市学校給食会役員の改選について、説明をお願いいたします。

【給食センター所長】 それでは、青梅市学校給食会役員の選任につきましてご報告をさせていただきます。

初めに、大変恐縮ではございますが、あらかじめご配付させていただきました資料の一部に訂正がございました。その関係で、本日、訂正をいたしました資料をご配付させていただいております。差し替えということでもよろしくお願ひしたいと存じます。

それでは、本日机上去にご配付をさせていただきました資料4「青梅市学校給食会理事・監事名

簿」にもとづきまして、学校給食会役員を選任につきましてご説明をさせていただきます。

青梅市学校給食会理事および監事の任期につきましては、平成24年8月31日をもって満了となりますので、青梅市学校給食会運営要綱第17項の規定にもとづき、学校給食会の理事および監事を選任しようとするものでございます。

青梅市学校給食会理事・監事名簿に記載の9名の方を選任しようとするものでありますが、今回年度途中の任期満了であることから、すべての理事・監事につきまして再任でございます。

なお、任期につきましては、表の下の備考に記載のとおり、平成24年9月1日から平成26年8月31日まででございます。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

5 青梅市北小曾木ふれあいセンター指定管理者の公募について(社会教育課)

【委員長】 次に、報告事項5、青梅市北小曾木ふれあいセンター指定管理者の公募について、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 青梅市北小曾木ふれあいセンター指定管理者の公募についてご説明いたします。報告資料5をご覧くださいと存じます。

青梅市北小曾木ふれあいセンターにつきましては、現在の指定管理者が管理する期間が今年度いっぱい、平成25年3月31日までとなっております。青梅市ふれあいセンター条例第17条に規定する指定管理者に管理を行わせるため、青梅市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定にもとづき、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するため、記載のとおり告示する予定であります。

1. 施設の概要、2. 指定管理者が行う業務の範囲は、これまでと同様であります。

次のページにいきまして、3. 指定管理者が管理する期間を平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間といたします。

4. 利用料金制度、5. 申請ができるものの資格、6. 申請に必要な書類はこれまでと同様であります。

最後のページの7. 申請期間でございますけれども、(1) 募集要領の配布期間は、平成24年9月3日から平成24年9月28日まで。(2) 申請期間は平成24年9月21日から平成24年9月28日までとし、募集の詳細につきましては、募集要領に記載いたします。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 これを見ていましたら、公募された代表者のお名前が委員長になっているんですけども、初めてこういう文書を意識的に見たので、ちょっとその辺の事務的な手續について参考に教えていただけるとありがたいなと思いました。

【社会教育課長】 幾つかの条例や施行規則が絡んでくるものでございますが、まず「青梅市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」という中に、「青梅市長または青梅市教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする」という第2条の規定がございます。そして、そこにおきまして、「市長等（市長と教育委員会をあわせて「市長等」といっております）が、前項の公募を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項を告示しなければならない」ということで、ここにあげましたような公の施設の名称、所在地、設置目的、規模その他の概要、そして指定管理者が行う業務の範囲、指定管理者が管理する期間、申請ができるものの資格、申請に必要な書類、申請期間、その他必要と認める事項等を告示しなければならないというふうに定めているところでございます。

告示につきまして、教育委員会に諮るべきかどうかというのはあろうかと思いましたが、この委員長名で告示をするという大切なものでございますので、ここでご報告をさせていただきました。

以上でございます。

【委員長】 ほかにございますか。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

6 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 青梅市図書館運営協議会会議録(中央図書館管理課)

【委員長】 次に、報告事項6、諸報告ですが、あらかじめ各委員には、事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

【委員】 感想です。図書館の方の会議録を拝見して、武雄市の図書館で新しい動きがあったという話がありました。たまたま一月か二月ぐらい前にテレビで特集を拝見して、これからどういふふうになっていくのかなというふうに私なりに考えていましたら、本当に委員の皆様方、とても議論していただいて、いろいろな課題がまだまだあろうと思うし、どこの区や市も同じことができるかという、そうでもないだろうし、この動きがまたどんな形で広がっていくのか、変わっていくのか、ちょっとわかりませんが、青梅市に合った形できつと議論が深まる時期が来るのかなということをちょっと感じましたので、感想として言わせていただきました。

以上です。

【委員】 今のお話なんですが、大変興味深くこの議事録を読ませていただきました。

ついつい表に立って議論されているのが、いわゆるツタヤのTカードを導入するのがいいのか悪いのかというふうなところになっているんですけども、これの本質を見ていくと、まず図書館というのは何かと。それから、実際にその図書館とは何かという目的に対して、サービスを提供していくときに、ここでは時間延長で21時までやると。それから、コストは1割減らすと。もし当市でやれば3,000万円減らさなきゃいけない。それから、快適な空間をとということと、

それから本の選定をどうするのかというような問題が基本になっているように思うんですね。

ですから、ツタヤさんでやるというのは、実際のやり方が問題なんですけれども、ここで実現しようとしていることというのは、我々としてもよく考えておかなければいけないんじゃないかなど。決して、利用者に対して悪いことを提案しているわけではなくて、ただそれをどういう実現方法をするかで多少の議論があるということだと思っんですね。

実を言うと、かなり興味を持ったので、この樋渡さんのブログを少し前の方から読んでみたんです。一番最初、問題提起は2011年9月27日にブログで、「図書館はタダ貸しの本屋じゃないよ」というキーワードで始まっていて、教育委員会の担当者を呼んで指示をしたんだという話を書いてあるんですけども、これを見ていると、樋渡さんというのはかなり図書館のヘビーユーザー、よく本を読まれる方で、「図書館は新刊本をタダで読める便利な本屋じゃありません。小説など人気新刊本は地元の本屋さんで買ってね。図書館は本屋と相互補完関係にあるべき」と、こういう考え方なんですね。

ですから、例えば図書館とは何だといったときに、どうしても新しいベストセラーが読みたいなどというので、それを入れてくださいというふうな要望はあるかもしれないけれども、必ずしもそういうことではないんじゃないかというお考えにもとづいていらっしゃる。議論としては、こういう業者が入ると新しいのは入れないでというようなことが議論にはなっていましたけど、そもそもそういうところが市長さんのお考えでもあるというふうにも思える。そうやって考えると、確かに図書館でエンターテイメントについてどう考えるのかみたいなどころにも行き着くことで、ぜひこれからもこの話というのは、ツタヤでやってもらうというのではなくて、図書館とは何か、それにもとづいてどういうふうにサービスするかと考えたときに、武雄市レベルをほかの方法でやれるんだったら、それは一番いいのかもしれない。そのあたりを議論を深めていただきたいというふうに思いましたので、よろしく願いいたします。

【中央図書館管理課長】 おっしゃるとおり、全部の市が同じようにできるのかというと、そうでないと思います。その自治体による特性というのは当然あると思います。図書館が、利用者、市民に対して何を提供するのかを問われれば、まず図書館というのは図書館資料を市民に提供する部分と、図書館空間を市民に提供する部分の、二つあると思うんです。武雄市では今度スターボックスが入るそうですが、そういった市民サービスの部分と、図書館資料の部分をいかに利用者に提供するか。特に図書館資料の一部は地域資料だと思っています。その自治体しか持たない資料でございます。一方、当然ベストセラーなどもある。この両方合わせたような形をいかに市民の方にとっていいように提供できるかというのは考えていかなきゃいけない。それにはどういう方法が一番いいのかということを考えるのが、大切だと思いますし、今回、モデルケースとしてはとてもすばらしいモデルケースだというふうに思っております。

以上でございます。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

報告事項は以上で終了いたします。

日程第4 協議事項

1 青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正について(総務課)

【委員長】 次に協議事項に移ります。協議事項1を議題といたします。青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、協議事項1の青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正についてご説明いたします。

協議資料1をご覧いただきたいと存じます。

今回の改正は、平成24年4月1日に児童手当法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、「子ども手当」を「児童手当」に改めるほか、項目および決定権者について整理しようとするものであります。

具体的には、次のページの別表第2、個別決定事案の4.教職員に関する事項の表11の項中、「教職員」を「校長」に、「子ども手当」を「児童手当」に改め、11の項の次に12の項として、「校長の各種手当の支給を確認、決定すること」を加えようとするものであります。また、これに伴い項がずれるため、所要の整備を行うものであります。

11の項の「教職員」を「校長」に改めるのは、決定権者を整理するものであり、「子ども手当」から「児童手当」への名称変更は、法改正によるものであります。また、新たに加えます12の項につきましては、支給の確認、決定の決定権者を明確化するものであります。

なお、この規程は平成24年9月1日から施行し、平成24年4月1日から適用するものとする予定でございます。経過措置としまして、平成24年9月30日までの間、別表第2の11の項中、「扶養親族および児童手当」とあるものを「扶養親族、児童手当および子ども手当」と読み替えて適用しようとするものであります。これは、平成23年度子ども手当の遡及支給の特例措置が平成24年9月30日まで認められているためであります。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。

協議事項ですので、お諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正について、は承認されました。

2 青梅市立学校事案決定規程の一部改正について(総務課)

【委員長】 次に、協議事項2を議題といたします。青梅市立学校事案決定規程の一部改正について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、協議事項2の青梅市立学校事案決定規程の一部改正についてご説明いたします。

協議資料2をご覧くださいと存じます。

この改正につきましては、協議事項1の青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正と連動し、必要な改正を行おうとするものであります。

具体的な内容としましては、次のページ以降の別表になりますが、96の項の次に97の項として、「副校長の扶養親族および児童手当の認定をすること」を加えようとするものであります。また、表97の項中、「扶養親族」の次に「および児童手当」を加え、同項を98の項とします。また、これに伴い項がずれるため、所要の整備を行うものであります。

この青梅市立学校事案決定規程の一部改正では、校長以外の教職員の手当の認定等の決定権者を明確化しようとするものであります。

なお、この規程は平成24年9月1日から施行し、平成24年4月1日から適用するものとし、経過措置としまして平成24年9月30日までの間、別表97の項および98の項中、「扶養親族および児童手当」とあるものを、「扶養親族、児童手当および子ども手当」と読み替えて適用しようとするものであります。これは、平成23年度子ども手当の遡及支給の特例措置が平成24年9月30日まで認められているためであります。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。

協議事項ですので、お諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市立学校事案決定規程の一部改正について、は承認されました。

3 青梅市公立学校教員海外姉妹都市派遣研修実施要綱の一部改正について

【委員長】 次に、協議事項3を議題といたします。青梅市公立学校教員海外姉妹都市派遣研修実施要綱の一部改正について、説明をお願いいたします。

【指導室長】 それでは、青梅市公立学校教員海外姉妹都市派遣研修実施要綱の一部改正についてご説明いたします。

協議資料3をご覧ください。

まず、改正の理由でございますが、姉妹都市ポッパルト市への青少年友好親善使節派遣事業実施要綱が一部改正されまして、引率者の規定が追加されたことに伴いまして、規定の整備を行うとともに、派遣教員を幅広い人材から選出することができるよう、年齢および経験年数の要件を見直すものでございます。

次に、改正の内容でございますが、おめくりいただきまして、2枚目の新旧対照表をもちましてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1の目的でございますが、現行の要綱では「これに合わせて」という記載になってございますが、より具体的に「青梅市公立学校教員海外姉妹都市派遣研修（以下「姉妹都市派遣研修」という。）を実施し、」という文言表記に改めまして、「引率者として」という文言を加えるとともに、都市名を「ボッパルト市」といたしまして記載をさせていただきました。

続いて、2の派遣教員につきましては、現行「海外」という文言から、「姉妹都市」という文言に改めるとともに、「派遣期間中」から「研修期間中」へという文言に改めさせていただきます。なお、現行で「派遣」と記載している箇所につきましては、おおむね「研修」というふうに改めさせていただきます。この文言の変更につきましては、以下の項目すべてで改めさせていただいております。

戻りまして、選考決定につきましては、現行の表記から「青梅市教育委員会の選考を受け、青少年使節派遣事業実施要綱の規定にもとづく引率者として決定を受けたもの」という表現に改めました。

次に、(1)年齢についてでございますが、現行の条件から、「姉妹都市派遣研修実施年度の4月1日現在、56歳以下の者」という形に改めさせていただきました。

(2)では、現行の表記から「派遣教員」という形に改めさせていただきました。

続いて裏面、4の研修課題にまいります。(1)では現行の表記から「ボッパルト市」の表記を加えるとともに、現行の(2)から(5)までを削除いたしまして、現行の(6)を(2)に、(7)を(3)と改めました。

続いての7の表記を、現行のものから「研修先」と改めました。

続いて、経費の返還についてでございますが、次のページになります。現行では「委員会等は」というような形の表記になってございますが、青梅市の派遣でございますので、「青梅市長は」という文言、ならびに青梅市が負担したという形に今後は改めさせていただきました。

さらに現行の14、渡航等の手続につきましては、削除いたしております。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認賜われますよう、お願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。

協議事項ですので、お諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市公立学校教員海外姉妹都市派遣研修実施要綱の一部改正について、は承認されました。

日程第5 議案審議

議案第12号 青梅市美術館運営委員会委員の委嘱について

【委員長】 次に、議案審議を行います。議案第12号を議題といたします。青梅市美術館運営委員会委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

【文化課長】 それでは、議案第12号青梅市美術館運営委員会委員の委嘱につきましてご説明を申し上げます。

本議案は、青梅市美術館条例第21条の規定にもとづき、青梅市美術館運営委員会委員を委嘱しようとするものでございます。

委嘱の内容でございますが、任期の満了に伴い、条例第21条第3項第1号である学校関係者および社会教育関係者、条例第21条第3項第2号であります知識経験者、合計7人の委員全員を新たに委嘱しようとするものでございます。

任期につきましては、平成24年10月7日から平成26年10月6日までの2年間でございます。

恐れ入りますが、次のページをおめくりいただきたいと存じます。

こちらに現行の委員さんおよび改選で新たに委嘱しようとする方のお名前が記載されてございます。6人の委員さんが再任となっております、上から5番目に、吉川英治記念館館長であります吉川英明さんを新たに美術館運営委員会委員にお願いする内容の名簿を添付させていただいております。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜われますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第12号青梅市美術館運営委員会委員の委嘱について、は原案どおり可決されました。

【議案の追加】

【委員長】 次に、先ほど、協議事項1および協議事項2が承認されたことに伴い、議案2件が追加されるとのことでもあります。つきましては、本日の日程に議案第13号青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正について、および議案第14号青梅市立学校事案決定規程の一部改正について、を追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認め、本日の日程に議案第13号および議案第14号を追加し、議題といたします。

議案第13号 青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正について

【委員長】 それでは、議案第13号青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、議案第13号青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、平成24年4月1日に児童手当法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、「子ども手当」を「児童手当」に改めるほか、項目および決定権者について所要の規程の整備を行おうとするものであります。

なお、この規程は平成24年9月1日から施行し、平成24年4月1日から適用するものとし、経過措置としまして平成24年9月30日までの間、「扶養親族および児童手当」とあるものを、「扶養親族、児童手当および子ども手当」と読み替えて適用しようとするものであります。これは、平成23年度子ども手当の遡及支給の特例措置が平成24年9月30日まで認められているためであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜われますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第13号青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正について、は原案どおり可決されました。

議案第14号 青梅市立学校事案決定規程の一部改正について

【委員長】 次に、議案第14号青梅市立学校事案決定規程の一部改正について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、議案第14号青梅市立学校事案決定規程の一部改正についてご説明いたします。

この改正につきましては、議案第13号青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正と連動し、必要な改正を行おうとするものであります。

具体的な内容としましては、新たな決定事案名に「副校長の扶養親族および児童手当の認定をすること」を加え、その他所要の規程の整備を行おうとするものであります。

なお、この規程は平成24年9月1日から施行し、平成24年4月1日から適用するものとし、経過措置としまして平成24年9月30日までの間、「扶養親族および児童手当」とあるものを、「扶養親族、児童手当および子ども手当」と読み替えて適用しようとするものであります。これは、平成23年度子ども手当の遡及支給の特例措置が平成24年9月30日まで認められているためであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜わりますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第14号青梅市立学校事案決定規程の一部改正について、は原案どおり可決されました。

日程第6 委員長閉議および閉会宣言

【委員長】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。

その他何かありますか。

それでは、今後の日程について総務課長から説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、今後の日程についてご説明させていただきます。

9月13日(木)午前10時から、教育委員会臨時会を予定しております。会場はこの場所で行いたいと存じますので、ご出席のほどよろしくお願いいたします。

次に、9月20日(木)午後1時30分から、教育委員会臨時会を予定しております。内容は、10月1日付教育委員会職員の人事異動があった場合の人事案件でございます。よろしくお願いいたします。

次に、10月1日(月)教育委員就・退任式を予定しております。時間につきましては、決定次第ご連絡させていただきます。

今後の日程につきましては、以上でございます。

【委員長】 以上で本日の日程は終了しましたので、閉会といたします。お疲れ様でした。

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員